

一般社団法人 日本公的病院精神科協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本公的病院精神科協会と称し、本定款においては、以下「本協会」とする。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、質の高い精神科医療の提供と人材育成を推進し、精神疾患を有する者の幸福とわが国の精神科医療の発展に寄与するとともに、広く国民の精神保健福祉の向上に資することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 精神科医療のモデルとなる先駆的な医療の実践
- 二 高度な精神科医療を普及するための人材育成及び教育研修
- 三 国・自治体等公共団体に対する精神科医療施策の提言
- 四 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の対象者に対する先駆的な医療の実践
- 五 その他本協会の目的達成に必要な事業

第3章 会 員

(会員の構成)

第5条 本協会の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- 一 正 会 員 本協会の目的趣旨に賛同する精神科病床を有する公的病院を代表する者及びその精神科を統括する者、並びに精神科病床はなく精神科を標榜する公的病院を代表する者
- 二 準 会 員 本協会の目的趣旨に賛同する公的病院等を代表する者
- 三 名誉会員 本協会に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者

(入会)

第6条 正会員及準会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申込み、理事会の承認があったときに正会員又は準会員となる。ただし、会員の資格を譲渡することはできない。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 準会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会の決議をもって当該会員を除名することができる。

- 一 この定款その他の規則に違反したとき
- 二 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- 一 第7条の義務を2年以上履行しなかったとき
- 二 総正会員が同意したとき
- 三 第5条第1号及び第2号における公的病院等の職を辞したとき
- 四 死亡したとき

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 一 事業報告及び決算報告の承認
- 二 理事及び監事の選任及び解任
- 三 理事及び監事の報酬等の額
- 四 定款の変更
- 五 会員の除名
- 六 解散及び残余財産の処分
- 七 その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第13条 本協会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会として、定時社員総会は、毎年事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

第15条 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求できる。

(議長)

第 16 条 社員総会の議長は、当該社員総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第 17 条 社員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 18 条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員に議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- 一 会員の除名
- 二 監事の解任
- 三 定款の変更
- 四 解散及び残余財産の処分
- 五 その他法令又はこの定款で定める事項

(議事録)

第 19 条 社員総会の議事については、法令に定めるところにより、書面又は電磁的記録を持って作成し、保存する。

2 議事録には、議長及び社員総会において選任された議事録署名人 2 人以上が、署名又は記名押印する。

第 5 章 役員

(役員の種類及び員数)

第 20 条 この法人に、次の役員を置く

- 一 理事 6 名以上 10 名以内
 - 二 監事 2 名以内
- 2 理事の内 1 名を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち 5 名以内を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 21 条 理事又は監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、本協会の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作

成する。

- 2 監事は、いつでも、理事又は使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事として権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 理事又は監事に対して、その職務執行の対価として社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第27条 本協会に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 本協会の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にもかかわらず、一般社団法人及び一般社団法人に関する法律第96条の要件をみたしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(事業年度)

第 32 条 本協会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業報告及び決算)

第 33 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、第 2 号及び第 3 号の書類については承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 貸借対照表
- 三 損益計算書（正味財産増減計算書）

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間、また、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(定款の変更)

第 34 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 35 条 本協会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産)

第 36 条 本協会が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定当に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

第 37 条 本協会の公告は、官報に掲載する。

附 則

- 1 本協会の設立初年度の事業年度は、本協会の成立の日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。
- 2 本協会の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次に掲げる者とする。

設立時理事	中島豊爾、杠 岳文、籠本孝雄、伊澤 敏、加藤 誠、三角隆彦、 女屋光基、北村 立
設立時代表理事	中島豊爾
設立時監事	村上 優、齋藤正彦

以上、一般社団法人日本公的病院精神科協会の設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成 30 年 3 月 20 日